資料３－１

大韓民国個人情報保護委員会との協力覚書の締結について

令和８年 11 月 11 日
個人情報保護委員会

１．背景

グローバルな個人データの流通が増大する中、国境を越えた協力体制の構築のため、当委員会は、海外のデータ保護・プライバシー機関との協力関係の強化を図っているところである。

２．ＭＯＣの概要

この度、当委員会は、韓国個人情報保護委員会（Personal Information Protection Commission：ＰＩＰＣ）との間で、個人情報保護に関する協力覚書（Memorandum of Cooperation：ＭＯＣ）を締結することになった。このＭＯＣは、日本及び韓国の両機関が、個人データの保護に関する法令の執行において、相互に支援するため、特定の事案に関する情報交換を促進するほか、双方のプラクティスやガイダンスを含む法執行に有益な情報共有を推進するとともに、プライバシー・バイ・デザイン（ＰｂＤ）やプライバシー強化技術（ＰＥＴｓ）への取組といった、両機関間の協力を一層強化することを目的としている。ＭＯＣの本文は、別添のとおりである。

３．ＭＯＣ締結の意義

ＭＯＣの締結は、締結する相手方組織の意向を踏まえつつ、日本との経済的結び付きや、情報交換を行うことによって得られる当委員会のメリットを勘案して検討を行っているところである。

韓国ＰＩＰＣとは、昨年９月、ＭＯＣ締結に向けた協議を進めることで合意し、その後、継続的に協議を重ねてきた。

日本と韓国は、互いに多くの企業が進出しており経済的な結び付きが強く、今後、両国間における経済的連携がさらに進展することに伴い、個人データの越境移転ニーズはますます高まっていくものと考えられることから、個人データ保護に係る協力関係を強化することには意義がある。

当委員会が韓国ＰＩＰＣとＭＯＣを締結することにより、例えば、個人データの漏えい等事案の調査に係る情報を提供する際に必要となる条件や手続が明確となる等、個別の執行事案についての情報交換が円滑に行われ、必要なときに必要な協力を確実に得るための実効性のある関係を構築することができ、両機関の協力関係の一層の強化につながることが期待される。

４．署名の段取り

本年 11 月にベルギーで開催される第 48 回世界プライバシー会議（ＧＰＡ）年次会合の機会を捉えての実施を想定。

（１）署名予定日　令和８年 11 月 18 日

（２）署名者

・日本（ＰＰＣ）：手塚委員長

・韓国（ＰＩＰＣ）：Kyung Hee Song 委員長

以上